花の森長坂小学校ＰＴＡ会則

内容

[第１章　総　則 1](#_Toc194156278)

[第２章　役員及び監査委員 1](#_Toc194156279)

[第３章　機　関 2](#_Toc194156280)

[第４章　組織及び委員 3](#_Toc194156281)

[第５章　会計及び会計監査 4](#_Toc194156282)

[第６章　役員及び委員の選出と任期 5](#_Toc194156283)

[第７章　付　則 6](#_Toc194156284)

[ＰＴＡ慶弔規定 6](#_Toc194156285)

# 第１章　総　則

第１条（名称）

この会は花の森長坂小学校ＰＴＡと称し、事務所を同小学校におく。

第２条（目的）

この会は保護者と教職員とが協力して、学校と家庭と社会における児童の健全な成長を図ることを目的とする。

第３条（活動）

この会はその目的を達成するために次の活動を行う。

１）　保護者と教職員が連絡を密にして、児童の教育水準の向上と地域の教育的環境の改善に努める。

２）　保護者と教職員は前項を達成するために各種の研修会を行う。

３）　公教育費を充実することに努める。

４）　その他この会の目的達成のための活動を行う。

第４条（方針）

この会は児童の健全な成長を図ることを目的とする民主団体として次の方針よって活動する。

１）　この会と目的を同じくする他の団体や機関と協力する。

２）　政治的・宗教的活動や営利を目的とする団体を支持しない。

３）　教育の諸問題について討議し、意見を述べるが、直接学校の人事や管理に干渉しない。

第５条（会員）

この会の会員構成は次のものとする。

１）　本校に在籍する児童の保護者。

２）　本校に勤務する教職員。

第６条（年度）

この会の事業及び会計年度は毎年４月２日に始まり、翌年４月１日に終わる。

# 第２章　役員及び監査委員

第７条（役員）

この会に次の役員及び監査委員をおく。

１）　会　長 １名

２）　副会長 ２名

３）　理　事 ５～６名（内教職員３名）

４）　正会計 １名

５）　副会計 ２名（内教職員１名）

６）　庶　務 ２名

７）　監査委員 ３名（内教職員１名）

第８条　役員及び監査委員の任務は次の通りとする。

１）　会　長 会長は会務を総括し、この会を代表する。

２）　副会長 副会長は会長を補佐し、会長の要請もしくは事故あるときはその職務を代行する。

３）　理　事 理事は会務全般について審議に加わり、会の運営を行う。

４）　正副会計 会計・副会計は会計一般収入及び支出に関する事務を行う。

５）　庶　務 庶務は一般事務を取り扱い書記も兼ねる。

６）　監査委員 監査委員はこの会計を監査し、会員に報告する。

# 第３章　機　関

第９条　この会に次の機関をおく。

１）　総会

２）　運営委員会

３）　監査委員会

第１０条（総会）

１）　総会はこの会の最高議決機関であって、年度始め及び年度末に会長がこれを開く。

２）　総会は会員の１／３以上の出席によって成立する。出席者数に委任状を加えることができるが、委任状の持ち分は一人一枚とする。

３）　議決は出席者数の１／２の同意を必要とする。この場合、委任状を加えることができる。

４）　運営委員会で必要と認めた時、及び会員の１／１０以上の要求があったときは臨時にこれを開かなければならない。

第１１条　総会は次のことを行う。

第一項　年度始め総会

１）　前年度決算報告及び承認。

２）　会計監査の報告及び承認。

３）　予算及び年度における事業計画の決定。

４）　会則の改正及びその他重要と認める事項の決定。

第二項　年度末総会

１）　年度における事業報告及び承認。

２）　次年度の役員の承認とその決定。

３）　会則の改正及びその他重要と認める事項の決定。

第三項　臨時総会

１）　会則の改正及びその他重要と認める事項の決定。

第１２条（運営委員会）

１）　運営委員会はこの会の運営を総合的に企画調整し、執行する機関であって、  
役員・学年正副委員長・広報正副委員長・文化正副委員長・選考正副委員長・ベルマーク正副委員長をもって構成し、会長が必要に応じてこれを開くことができる。

２）　運営委員会は構成員の２／３の出席によって成立し、決議は出席者の２／３の同意を必要とする。

３）　会員はオブバーザー（発言はできるが議決権はありません）として出席できる。

第１３条　運営委員会は次のことを行う。

１）　総会で決定された事項の執行。

２）　予算・事業計画の立案と調整。

３）　緊急会務の決定。

４）　その他必要と認める事項。

第１４条（監査委員会）

監査委員会は会計を監査し、必要な助言と勧告を行う。

第１５条（その他）

１）　この会の運営上必要があるときは、特別委員会を臨時にもうけることができる。この構成及び、人選は運営委員会が決定する。

２）　会長が必要と認めたときは役員会を開くことができる。

# 第４章　組織及び委員

第１６条　この会に次の委員会をおく。

１）　学年委員会

２）　広報委員会

３）　文化委員会

４）　ベルマーク委員会

５）　選考委員会

第１７条　学年委員会

各学年の活動を基盤として、各学年の意見交換及び学年全体の諸問題を協議する会であって、各学級より選出された委員と教職員で構成し、互選により正副委員長を選出する。委員長は必要に応じてこれを開く。

第１８条　広報委員会

広報活動に関することを行い、広報委員は各学級より選出された委員１名と教職員で構成し、互選により正副委員長を選出する。

委員長は必要に応じてこれを開く。

第１９条　文化委員会

会員及び児童の文化的・保健体育的活動に関することを行い、文化委員は各学級より選出された委員１名と教職員で構成し、互選により正副委員長を選出する。

委員長は、必要に応じてこれを開く。

第２０条　ベルマーク委員会

ベルマークの収集に関する活動を行い、ベルマーク委員は各学級より選出された委員１名と教職員で構成し、互選により正副委員長を選出する。

委員長は、必要に応じてこれを開く。

# 第５章　会計及び会計監査

第２１条（会計）

１）　この会の経費は、会費及びその他の収入をもってあてる。

２）　この会の会費は、年額２，０００円とし、７月に一括して納入する。

ただし、転校による退会の場合は、月割計算により返却するものとする。

第２２条　会計に関する書類は、次の期間保存しなければならない。

１）　設備・備品及びその処理に関する帳簿。 （永久保存）

２）　予算・決算及び監査に関する帳簿。 （５年）

３）　出納簿及び領収書等。 （３年）

４）　その他の書類。 （運営委員会で定めた期間）

第２３条（会計監査）

１）　会計監査は、年度末に一度会計を監査する。会員に監査の報告を書面でする。

２）　必要と認めたときは、臨時に監査することができる。

# 第６章　役員及び委員の選出と任期

第２４条（選出）

第一項　役員の選出

１）　会長・副会長・会計・副会計・庶務・監査委員の保護者側の選出は、選考委員会をもって選考する。

２）　選考委員会の構成

選考委員は各学級より選出された委員１名と教職員２名で構成し、互選により正副委員長を選出する。

委員長は、必要に応じてこれを開く。

３）　第一項の１）役員選出は、一般会員に推薦を依頼する。立候補者は選考委員会に届け出る。

４）　選考委員会は、推薦された候補者及び立候補者を民主的方法によって選考し、交渉する。

５）　選考委員会は、選出されたすべての候補者を年度末総会において報告し、承認を受ける。

６）　第一項の１）候補者は選考委員になることはできない。

７）　役員の欠員は運営委員会で選出し、決定する。

８）　保護者側の理事は会長の推薦とし、教職員側の理事・副会計・監査委員は教職員の互選により選出する。

９）　正副委員長は、必要に応じて運営委員会に出席できる。

第二項　委員の選出

１）　保護者側の委員は、学級で互選により選出する。

２）　各委員会の正副委員長は互選により選出する。

３）　教職員側の学年委員・広報委員・文化委員・ベルマーク委員・選考委員は、教職員の互選により選出する。

第２５条（任期）

第一項　役員と監査委員の任期

１）　この会に役員・監査委員の任期は一年とし、再任を妨げない。

２）　他の役職に選任された場合においても、連続して通算２年を超えてはならない。ただし、補欠者の任期は残留期間とする。

３）　会長及び理事はこの限りではない。

第二項　委員の任期

１）　委員の任期は一年とし、再任を妨げない。

２）　正副委員長は同一委員会においては連続２年を超えてはならない。

# 第７章　付　則

この会の会則は運営委員会の審議を経て、総会において改正を行う。

（専従職員）

１）　この会の事務を処理するために、専従職員をおくことができる。

２）　専従職員の採用・勤務条件・給与等は、すべて総会が決定する。

（慶弔費）

1. 本会員等への慶弔に関する事項は別に定める。

## ＰＴＡ慶弔規定

第１条　　ＰＴＡ会則付則慶弔費により慶弔規定を定める。

第２条　　本規定は次の場合に適用する。

１）　会員及び協力者関係の慶弔事。

２）　その他、必要と認める場合は役員が協議して決める。

第３条　　第２条の慶弔の場合は次の基準により、その意を表する。

１）会員及びその配偶者は香典５，０００円。

２）児童は香典５，０００円。

３）転・退職員に花束（１，５００円相当）を送る。

４）その他、必要と認める場合は役員会で協議し決め、運営委員会で決定する。緊急の場合は役員会で処理し、事後、運営委員会で承認を得る。

第４条　　慶弔に関する返礼は一切行わないものとする。

第５条　　本規定は２０ＸＸ年５月９日より実施する。